# 会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 平成29年9月11日(月) 開会 午前 9時00分

閉会 午前11時38分

出席者 委 員 委員長 針 谷 育 造

小久保 かおる 松本喜一渡辺照明

平池紘士 大出三夫 大阿久岩人

広 瀬 義 明 海老原 恵 子

傍聴者 大谷好一 茂呂健市 青木一男

坂 東 一 敏 広 瀬 昌 子 古 沢 ちい子

白 石 幹 男 関 口 孫一郎 針 谷 正 夫

千 葉 正 弘 入 野 登志子 天 谷 浩 明

福富善明 大武真一 永田武志

岡 賢治 梅澤米満 中島克訓

高 岩 義 祐 福 田 裕 司

事務局職員 事務局長 稲 葉 隆 造 議事課長 金 井 武 彦

副主幹岩崎和隆主 査中野宏仙

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

総 合 政 策 課 長	寺	内	秀	行
秘 書 課 長	JII	津	浩	章
シティプロモーション課長	福	田	栄	治
蔵 の 街 課 長	中	田	芳	明
遊 水 地 課 長	荒	JII		明
地域づくり推進課長	飯	島	正	則
藤岡地域づくり推進課長	山	市		進
都賀地域づくり推進課長	佐	藤	真	治
西方地域づくり推進課長	田	П	幸	雄
岩舟地域づくり推進課長	岩	﨑		充
総 務 課 長	名	淵	正	己
職員課長	永	島		勝
情報システム課長	塚	田		薫
契約 檢查課長	牧	野	修	<u> </u>
危機管理課長	糸	井	孝	王
管 財 課 長	萩	原	雄	<u> </u>
参 事 兼 財 政 課 長	杉	山	知	也
公共施設再編課長	神	永	和	俊
市 民 税 課 長	海	老 沼	文	明
資 産 税 課 長	山	野井	広	実
収 税 課 長	野	中		守
会 計 課 長	出	井		均
選挙管理委員会事務局次長	田	嶋		亘
監查委員事務局次長	佐	山	美	枝
消防総務課長	上	岡	健	司
予 防 課 長	小	島		徹
警 防 課 長	赤	城	_	仁
議 事 課 長	金	井	武	彦

# 平成29年第3回栃木市議会定例会 総務常任委員会議事日程

平成29年9月11日 午前9時開議 全員協議会室 日程第1 認定第1号 平成28年度栃木市一般会計歳入歳出決算(所管関係部分)

## ◎開会及び開議の宣告

○委員長(針谷育造君) ただいまより総務常任委員会を始めたいと思いますけれども、ただいまの 出席委員は9名で、定足数に達しております。

ただいまから常任委員会を開会いたします。着座させてもらいます。

(午前 9時00分)

#### ◎諸報告

○委員長(針谷育造君) 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

## ◎議事日程の報告

○委員長(針谷育造君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

各会計の決算につきましては、各常任委員会におけるスムーズな審査を行うため、あらかじめ決算概要の説明聴取をお願いするものであります。また、本日の説明に際しましては、さきに開催した議員全員協議会で報告した事業並びに備考欄に記載されている金額の読み上げを省略し、決算概要の説明のみといたします。

なお、質疑等の審査につきましては、9月14日開催予定の委員会においてお願いしたいと思いま すので、ご了承願います。

## ◎認定第1号の上程、説明

○委員長(針谷育造君) ただいまから議事に入ります。

日程第1、認定第1号 平成28年度栃木市一般会計歳入歳出決算の所管関係部分の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局から説明をお願いいたします。

なお、説明は座ったままで結構です。

まず、歳出からお願いします。

金井議事課長。

○議事課長(金井武彦君) おはようございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまご上程をいただきました認定第1号 平成28年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定についての所管関係部分につきまして、順次ご説明申し上げます。

初めに、歳出からご説明いたしますので、決算書の182、183ページをお開きください。1款1項 1目議会費につきましてご説明させていただきます。右側の備考欄をごらんください。 まず、1行目の職員人件費につきましては、議会事務局職員11人分の給料、各種手当等の人件費であります。

次の臨時職員共済費につきましては、議会事務局臨時職員1人分の健康保険料、厚生年金保険料 等の共済費であります。

次の議員人件費につきましては、議員33人分の議員報酬、議員期末手当であります。

次に、議会運営費のタブレット導入にかかわる費用以外の主な内訳につきましてご説明させていただきます。まず、2行目の議員行政視察等旅費につきましては、4つの常任委員会の行政視察旅費といたしましてして128万3,410円が主なものでございます。

次の印刷製本費につきましては、年4回発行しております議会だよりの印刷代として258万 6,850円が主なものであります。

1 行飛びまして、会議録筆耕翻訳料につきましては、本会議及び常任委員会等における会議録の 筆耕翻訳料であります。

次のOA機器借上料につきましては、議会映像配信システムの使用料といたしまして103万6,800円が主なものであります。

2行飛びまして、政務活動費交付金につきましては、本市議会議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として、各会派等に交付したものであります。

次の市議会議員共済会負担金につきましては、地方公務員等共済組合法に基づきまして、市議会議員共済会に支出いたしました負担金であります。

- 1款議会費の説明は以上であります。
- ○委員長(針谷育造君) 永島職員課長。
- ○職員課長(永島 勝君) 続きまして、184、185ページをお開き願います。2款1項1目の一般管 理費につきましてご説明を申し上げます。

備考欄3行目の国内交流事業費につきましては、栃木市の産業と物産展への滝川市の出店料や滝川市の菜の花まつり参加旅費が主なものであります。

次の国際交流協会補助金につきましては、外国人の相互理解や友好親善の推進を図る栃木市国際 交流協会への補助金でありまして、協会の運営に必要な職員等の人件費及び事務費に対する補助金 であります。

次の在住外国人支援事業交付金につきましては、市内の外国人住民が安全安心に暮らせる環境整備のための栃木市国際交流協会への交付金であります。

次の中学生海外派遣事業費につきましては、中学校2年生28人をオーストラリアへ8日間派遣した際の海外派遣事業委託料が主なものであります。

次の秘書課一般経常事務費につきましては、秘書課臨時職員の賃金、協賛金、弔慰金、会費などの市長交際費及び栃木県市長会への負担金が主なものであります。

次の庁用事務費(大平)から庁用事務費(岩舟)までにつきましては、各総合支所の庁用事務用 品等の消耗品費が主なものであります。

次の宮の下簡易郵便局管理運営事業費につきましては、宮の下簡易郵便局の運営に携わる3人分の事務取扱員報酬が主なものであります。

次の総務課一般経常事務費につきましては、指定管理者選定委員会委員報酬12万8,000円及びインターネットを介した行財政情報サービス利用料80万3,520円が主なものであります。

次の自治基本条例推進事業費につきましては、自治基本条例第44条の規定に基づく市民会議の運営に要する経費でありまして、市民会議委員報酬が主なものであります。

続きまして、186、187ページをお開き願います。備考欄2行目の非核平和事業費につきましては、 広島の平和記念式典に中学2年生28人を派遣した際の委託料のほか、戦争体験を聞く会や原発パネ ル展の開催に要した消耗品費やチラシ折り込み手数料などであります。

次の特別職人件費につきましては、市長及び副市長の給料、期末手当等の人件費であります。

次の職員人件費につきましては、総務管理に関係する職員180人分の給料、各種手当等の人件費であります。

以下、各科目に計上されております職員人件費につきましては、関係職員の給料、各種手当等の 人件費でありまして、職員課の所管となりますが、改めての説明は省略させていただきます。

次の職員福利厚生事業費につきましては、職員の生活習慣病検診、各種がん検診等に係る職員健 康診断委託料が主なものであります。

次の県市町村総合事務組合負担金(退職手当)につきましては、職員の退職手当の支払い事務を 共同処理しております栃木県市町村総合事務組合への負担金でありまして、4月1日に在職する職 員の給料総額に基づき毎月支払う一般負担金、早期退職者募集制度に応募して退職した職員の退職 手当割り増し等に係る特別負担金、1市3町合併の際に新たに加入いたしました旧栃木市職員に係 る10年分割払いの加入一時金であります。

次の臨時職員共済費につきましては、一般管理費に係る臨時職員及び非常勤職員の健康保険料、 厚生年金保険料等の共済費のほか、栃木県市町村総合事務組合で共同処理をしております非常勤職 員の公務災害補償等に係る負担金であります。

以下、各科目に計上されております臨時職員共済費につきましては、それぞれの予算において雇用いたしました臨時職員及び非常勤職員の健康保険料、厚生年金保険料等の共済費でありまして、職員課の所管となりますが、改めての説明は省略させていただきます。

次の職員研修事業費につきましては、本市及び壬生町の職員研修を共同で実施しております栃木 地区職員研修協議会への負担金のほか、本市が実施をいたしました職員研修の講師委託料及び民間 の研修に職員を派遣いたしました際の負担金が主なものであります。

次の職員課一般経常事務費につきましては、参与の報酬、職員の病気休暇、育児休業、欠員補充

のために雇用いたしました延べ81人分の臨時職員賃金、職員採用試験に係る教養試験、適性検査等の委託料、人事評価システムの保守委託料、人事給与電算システム、人事評価システムに係るOA機器借上料が主なものであります。

次の職員作業服貸与事業費につきましては、災害発生時や各種現場の確認、指導、作業等の際、 栃木市の職員であることを明確にするため、建設、農林、防災等に係る職員51人に貸与いたしまし た作業服の購入費であります。

次の契約検査事務費につきましては、建設工事の検査に関する助言及び指導を行う検査官報酬が主なものであります。

次の電子入札システム運営事業費につきましては、電子入札システムのソフトウエア使用料及び 契約に係る業者登録や入札関連事務に使用する契約管理システムのリース料が主なものでありま す。

次の債権管理指導事業費につきましては、債権管理職員研修の講師謝金及び債権管理に関するメール相談業務委託料が主なものであります。

次の庁用事務費(栃木)につきましては、庁用事務用品代149万9,996円及び庁用事務用封筒などの印刷製本費117万9,360円であります。

以上で一般管理費の説明を終わります。

- ○委員長(針谷育造君) 名淵総務課長。
- ○総務課長(名淵正己君) 続きまして、2目の文書広報費についてご説明を申し上げます。

備考欄1行目の広報事業費につきましては、広報紙を自治会の班ごとにこん包する作業に係る広報紙こん包等手数料、広報紙の編集作業に係る広報紙編さん業務委託料及び広報紙を自治会へ配送する作業に係る広報紙配送業務委託料のほか、広報紙の印刷製本代1,249万2,247円が主なものであります。

次の広聴事業費につきましては、職員の出張旅費、事務用品等の消耗品代が主なものであります。 次の放送番組製作委託費につきましては、189ページ備考欄1行目にありますケーブルテレビ株 式会社等への番組制作委託に係る栃木市情報番組等制作委託料であります。

188、189ページをお開き願います。備考欄2行目のホームページ管理委託事業費につきましては、ホームページコンテンツ管理システムの保守管理に係る委託料が主なものであります。

1つ飛びまして、コミュニティFM委託費につきましては、コミュニティFM番組制作委託料であります。

次のマスコットキャラクター応援基金積立金につきましては、マスコットキャラクター応援寄附 金を基金に積み立てたものであります。

次のシティプロモーション課一般経常事務費につきましては、職員の出張旅費、事務用品等の消耗品代のほか、電子複写機借上料が主なものであります。

1つ飛びまして、広報事業費(大平)から、191ページ備考欄1行目の文書印刷費(岩舟)までにつきましては、各総合支所の文書広報費でありまして、各総合支所ともにほぼ同様の内容となっております。広報事業費につきましては、広報紙のこん包配布業務委託料、文書管理費につきましてはファイルボックスなどの文書管理用消耗品代や文書管理用軽量棚の購入費、文書発送費につきましては郵便料金計器に係る消耗品代や保守委託料、郵便切手代、文書印刷費につきましては電子複写機や印刷機の借上料及びコピー用紙などの文書印刷用消耗品代が主なものであります。

190、191ページをお開き願います。備考欄2行目の情報センター法令集管理費につきましては、本庁舎4階に設置しております情報センター用の法令集等の追録代260万6,806円が主なものであります。

次の法規管理費につきましては、市の顧問弁護士報酬36万円が主なものであります。

次の例規管理費につきましては、例規データを更新いたしました際の電算処理委託料のほか、例 規検索システム及びサーバーの使用料であります。

次の文書管理費(栃木)につきましては、公文書を電子的に管理する文書管理システムのリース料及び文書管理用器具として大平総合支所別館2階に設置いたしました書棚の購入費のほか、旧本庁舎等に保存していた文書を大平総合支所別館に整備した書庫に移転するための委託料63万2,880円、文書管理システムの保守委託料86万6,160円が主なものであります。

次の文書発送費(栃木)につきましては、到着及び発送文書の仕分け業務等のために雇用いたしました臨時職員の賃金及び文書発送のための後納郵便料が主なものであります。

次の文書印刷費(栃木)につきましては、電子複写機8台分の機械借上料のほか、コピー用紙やインク代などの文書印刷用消耗品代688万1,333円が主なものであります。

次の著作物使用料につきましては、平成24年度から平成27年度までの間にインターネットを利用 して入手し、使用いたしましたイラスト11点、34件の使用料であります。

1つ飛びまして、コミュニティFM事業費につきましては、コミュニティFM放送難聴地域調査業務等に係る委託料が主なものであります。

以上で文書広報費の説明を終わります。

- ○委員長(針谷育造君) 福田シティプロモーション課長。
- ○シティプロモーション課長(福田栄治君) 続きまして、3目財政管理費につきましてご説明いたします。

備考欄1行目、財政課一般経常事務費につきましては、予算書等の印刷製本費177万6,539円が主なものであります。

次の減債基金積立金につきましては、基金の預金利子を積み立てたものであります。

次の財政調整基金積立金につきましては、財政の調整を行うことを目的とした基金であるとの趣旨を踏まえ、前年度の決算剰余金及び基金の預金利子を積み立てたものであります。

次の固定資産台帳整備業務委託費につきましては、複式簿記を導入した財務書類を作成するに当たり、必要となる固定資産台帳を平成27、28年度の2カ年で整備するものであり、平成28年度は固定資産の評価額を算出し、固定資産台帳を作成いたしました。

続きまして、4目会計管理費につきましてご説明いたします。備考欄の会計課一般経常事務費につきましては、事務用品代、収納代理金融機関への公金取り扱い手数料等の経常経費のほか、歳入歳出決算書印刷製本費57万2,400円などが主なものであります。

以上、3目財政管理費から4目会計管理費までの説明を終了いたします。

- ○委員長(針谷育造君) 飯島地域づくり推進課長。
- ○地域づくり推進課長(飯島正則君) 続きまして、財産管理費についてご説明申し上げます。

192、193ページをお開き願います。備考欄2行目の土地開発基金積立金につきましては、基金で保有する現金の運用による利子を積み立てた積立金であります。

次の庁舎管理費(大平)につきましては、大平総合支所の施設管理委託料及び支所危険箇所の補 修工事費が主なものであります。

次の自動車管理費(大平)につきましては、大平総合支所の庁用車燃料費及び車検を含む修繕料が主なものであります。

次の大平総合支所庁舎整備事業費につきましては、大平総合支所の庁舎の公共下水道への接続工 事費が主なものであります。

次の庁舎管理費(藤岡)につきましては、藤岡総合支所の施設管理委託料、電話交換機更新工事 費及び旧本庁舎空調機移設工事費が主なものであります。

次の自動車管理費(藤岡)につきましては、藤岡総合支所の庁用車燃料費及び修繕料が主なものであります。

次の庁舎管理費(都賀)につきましては、都賀総合支所庁舎の施設管理委託料及び支所危険箇所 の補修工事費が主なものであります。

次の自動車管理費(都賀)につきましては、都賀総合支所の庁用車燃料費及び車検を含む修繕料が主なものであります。

次の庁舎管理費(西方)につきましては、臨時職員1名分の賃金及び西方総合支所の施設管理委 託料が主なものであります。

次の自動車管理費(西方)につきましては、西方総合支所の庁用車燃料費及び車検を含む修繕料が主なものであります。

次の財産管理事務費(岩舟)につきましては、市有地の除草に係る業務委託料が主なものであります。

次の庁舎管理費(岩舟)につきましては、岩舟総合支所の施設管理委託料が主なものであります。 次の自動車管理費(岩舟)につきましては、岩舟総合支所の庁用車燃料費及び車検を含む修繕料 が主なものであります。

1つ飛びまして、処分可能財産管理事業費につきましては、市有地除草作業等業務委託料及び公有財産台帳管理システムの保守管理業務委託料が主なものであります。

次の処分財産売払事業費につきましては、事務補助の臨時職員1名分の賃金、河合町地内の試掘 調査及び都賀町平川、合戦場、升塚地内の測量業務委託料が主なものであります。

194、195ページをお開き願います。次の財産管理事務費(栃木)につきましては、庁舎等の市有物件449件に対する市有建築物火災保険料が主なものであります。

次の旧庁舎管理費につきましては、栃木市旧庁舎の施設管理に係る光熱水費及び委託料が主なものであります。

次の庁舎管理費(栃木)につきましては、事務補助の臨時職員2名分の賃金及び電話料、宿直警備業務及び受付業務、施設環境管理業務等の管理運営委託料、入舟庁舎等の不動産賃借料、下水道使用料、本庁舎設備改修工事費、立体駐車場車庫パネル設置工事費、庁内事務用器具購入費が主なものであります。

次の自動車管理費(栃木)につきましては、公用車430台の自動車損害共済保険料が主なものであります。

次の庁舎建設基金積立金につきましては、基金の預金利子を基金に積み立てたものであります。 次の大澤基金積立金につきましては、東京都内の市有土地18件分の貸付収入及び基金の預金利子、 株式配当金を基金に積み立てたものであります。

次の遺贈財産管理費につきましては、東京都大田区蒲田2丁目3番4ほか8筆の不動産鑑定評価の手数料及び都内市有地の固定資産税等相当額を東京都に対して支払う国有財産等所在市町村交付金が主なものであります。

次の土地総合調整基金積立金につきましては、市有土地の売払等収入及び基金の預金利子を基金に積み立てたものであります。

次の皆川地区振興基金積立金につきましては、基金の預金利子を基金に積み立てたものであります。

次の皆川地区市有山林管理費につきましては、森林国営保険料及び森林巡視業務委託料が主なものであります。

次の旧寺尾南小学校施設管理費につきましては、警備業務等の施設管理に係る委託料が主なものであります。

次の小野寺地区市有林管理費につきましては、市有林の下刈り等の委託料が主なものであります。 次の小野寺地区市有林管理基金積立金につきましては、基金の預金利子を基金に積み立てたもの であります。

次の旧大柿保育所解体事業費につきましては、建物定期検査で耐震性がなく危険と判断されたた

め実施した解体工事費であります。

次の旧本庁舎空調機移設事業費につきましては、旧本庁舎に備えつけられていた空調機(室外機12台、室内機13台)を別の施設にて活用するための機器の取り外し工事費であります。

次の旧庁舎等解体事業費につきましては、旧本庁舎を解体するための工事設計業務委託料であります。

次の庁舎管理費(平成27年9月豪雨災害)につきましては、冠水被害を受けた本庁舎エスカレーターの修理工事費であります。

次の公共施設再編課一般経常事務費につきましては、講師謝礼、事務用品代等の経常経費が主な ものであります。

以上で財産管理費の説明を終わらせていただきます。

- ○委員長(針谷育造君) 寺内総合政策課長。
- ○総合政策課長(寺内秀行君) 続きまして、6目企画費についてご説明いたします。

196、197ページをお開き願います。総合政策課一般経常事務費につきましては、職員の出張旅費、事務用品代等の経常費、看板修理の賠償金が主なものであります。

3つ飛びまして、栃木市土地開発公社運営費交付金につきましては、栃木市土地開発公社の運営 に要する事務経費及び固定資産税等の租税公課に対する交付金であります。

次のまち・ひと・しごと創生総合戦略有識者懇談会運営事業費につきましては、栃木市まち・ひと・しごと創生総合戦略有識者懇談会出席者への報償金であります。

1つ飛びまして、サイクル・フルーツ・ライド事業費につきましては、サイクリングイベント「たびーらフルーツライドin栃木」の開催に係る業務委託料であります。

次のふるさと応援基金積立金につきましては、ふるさと納税として受け入れた寄附金のうち、使い道を市長おまかせ事業として指定されたものを積み立てた積立金であります。

1つ飛びまして、街なか連携インキュベーション事業費につきましては、若者の就労を支援する とともに、若者の就労の場を確保するために実施する事業の推進主体への補助金でありまして、拠 点施設の整備及び運営に要する経費に対する補助金であります。

次のご当地婚姻届事業費につきましては、栃木市オリジナルデザインの婚姻届の作成及びインターネットサイトへの掲載に係る委託料が主なものであります。

次のまちの駅ネットワークおおひら運営補助金につきましては、まちの駅17施設が組織した連絡 団体の運営及び活動に対する補助金であります。

198、199ページをお開き願います。まちづくりスキルアップ委託費につきましては、おおひらコンシェルジュと大平町観光ブドウ園協議会との共同によりブドウ狩りや里山体験を紹介するホームページ、ふるさとポータルサイトの運営業務委託料であります。

次の太平山麓エリアの観光拠点まちづくり事業費につきましては、視察研修に伴う有料道路通行

料であります。

次の岩船山クリフステージ補助金につきましては、音楽を通して地域づくりに貢献しているNPO法人岩船山クリフステージに対する補助金であります。

1つ飛びまして、ふるさと整備事業基金積立金につきましては、基金の利子を積み立てたものであります。

以上で6目企画費の説明を終了いたします。

- ○委員長(針谷育造君) 塚田情報システム課長。
- ○情報システム課長(塚田 薫君) 7目は所管外であります。

8目の備考欄、公平委員会運営費は、公平委員3名の委員報酬のほか、全国公平委員会連合会への負担金などが主なものであります。

9目の備考欄、恩給及び退職年金費は、現行の年金制度が成立した昭和37年以前に退職した旧栃木市職員1名の遺族に対する退職年金扶助料であります。

10目につきましては所管外でありますので、次のページ200、201ページをお開きください。11目情報システム管理費につきましてご説明申し上げます。情報端末管理費(大平)は、大平総合支所のプリンターのための消耗品費及び借上料が主なものであります。

次の統合型地理情報システム費(大平)は、大平総合支所の地理情報システムの保守委託料であります。

次の情報端末管理費(藤岡)から(岩舟)までの4つにつきましては、プリンターに関する経費であります。ただし、それぞれの総合支所ではプリンターの利用方法及び管理形態が異なっております。そのため金額に差異はありますが、内訳はプリンター用トナー等の消耗品費及び借上料であります。

次の統合型地理情報システム費(岩舟)は、岩舟総合支所の地理情報システムの保守委託料であります。

次の総合行政ネットワーク管理費は、国と地方公共団体のみで構成されましたコンピューターネットワーク通信であります総合行政ネットワークの利用に係る経費であります。

次の情報端末管理費(栃木)は、総合支所も含めた全庁の一般事務用パソコンのための〇A機器借上料が主なものであります。

次のコンピューターネットワーク通信費は、本庁舎、総合支所及び出先施設93カ所のコンピューターネットワーク接続のための回線使用料が主なものであります。

次の、地域情報化事業費は、市に対する各種申請手続をインターネットで行えるようにするため のシステムの使用料が主なものであります。

次の財務会計システム費は、財務会計システムを運用するために必要なコンピューター機器の保 守委託料及び借上料であります。 次の住民情報システム管理費でありますが、住民情報システムとは住民記録や税情報を取り扱うシステムでありまして、内訳の一つは、住民情報システムの運用のためのコンピューター機器の保守委託料及び借上料であります。もう一つは、マイナンバー制度導入のためのシステム改修委託料及び機器利用負担金であります。

次のページ、202、203ページをお開きください。内部情報系サーバ管理費につきましては、内部情報システムの運用のためのコンピューター機器の保守管理委託料及び借上料が主なものであります。

次の公共施設予約システム費は、公共施設の利用予約をインターネットで行えるようにするため のシステムの使用料が主なものであります。

次の情報セキュリティー強化対策事業費は、マイナンバー制度の本格運用に先立ちまして、市の情報セキュリティーの強化が必要であることから行いました事業であります。具体的な内容は3つございます。1点目は、不正に住民情報等を操作できなくするためのシステムを導入いたしました。2点目は、データの持ち出しをできなくするためのシステムを導入しました。3点目は、既存のシステムをインターネットから分離し、新たにインターネットを利用するためのネットワークを構築いたしました。本事業は、そのための機器購入費と設定委託料が主なものであります。

次の公会計システム費は、財務会計システムの改修及び総務省から提供されます公会計システム を動かすために必要なハード、ソフトのシステムを構築した委託料であります。

以上で11目の説明を終わらせていただきます。

- ○委員長(針谷育造君) 荒川遊水地課長。
- ○遊水地課長(荒川 明君) 続きまして、12目渡良瀬遊水地対策費についてご説明いたします。

説明欄1事業目の藤岡遊水池会館管理費につきましては、会館の管理業務のために必要な電気料 や水道料などの光熱水費と、警備保障業務などの施設管理委託料が主なものであります。

次の渡良瀬遊水地ハートランド事業費につきましては、熱気球ハートランド号機体の動産保険料 及び搭乗者傷害保険料などの役務費20万6,000円が主なものであります。

次の渡良瀬遊水地利活用事業費につきましては、遊水地を案内するボランティアガイドを育成するための講師への謝金のほか、毎年世界湿地の日であります2月2日前後に開催しております遊水地講演会に伴う委託料5万円や、遊水地で日常的に楽しまれていますレジャースポーツを一堂に会し、来訪者に来て、見て、体験していただくために秋口に開催しました渡良瀬遊水地フェスティバルに伴う実行委員会への負担金が主なものであります。

次の遊水地課一般経常事務費につきましては、臨時職員の賃金のほか、旧谷中村合同慰霊碑の除草業務や樹木剪定業務などの施設管理委託料が主なものであります。

4事業飛びまして、次の渡良瀬遊水地シンボル施設整備事業費につきましては、藤岡スポーツふれあいセンターの機能拡充と、遊水地の魅力を伝える活動の拠点とする目的で、施設の内部改修工

事を本年度に行うため、施設整備工事の基本設計業務委託料49万5,720円と、隣接します市有地を 駐車場として整備するための用地測量業務委託料266万7,600円であります。

204、205ページをお開きください。次に、13目蔵の街費についてご説明いたします。説明欄2事業目の蔵の街課一般経常経事務費につきましては、職員の出張旅費のほか、事務用品代の経常経費が主なものであります。

次の歌麿を活かしたまちづくり事業費につきましては、歌麿を活かしたまちづくり協議会補助金が主なものであります。

以上をもちまして、12目渡良瀬遊水地対策費及び13目蔵の街費の説明を終わります。

- ○委員長(針谷育造君) 佐山監査委員事務局次長。
- ○監査委員事務局次長(佐山美枝君) 続きまして、14目地域づくり費についてご説明申し上げます。 備考欄1行目の地域おこし協力隊募集事業費につきましては、各課における地域おこし協力隊員 の募集活動の取りまとめを行うもので、蔵の街課が行った募集活動に際し、出稿した広告の役務費 が主なものであります。

2つ飛びまして、地域づくり推進課一般経常事務費につきましては、講師謝礼及び事務用消耗品費が主なものであります。

次の地域会議運営事業費(栃木中央、栃木東部、栃木西部)につきましては、地域会議委員への報酬が主なものであります。

次の地域づくり応援補助金につきましては、認定まちづくり実動組織への補助金が主なものであります。

次の大平地域づくり推進課一般経常事務費、1つ飛びまして藤岡地域づくり推進課一般経常事務費、1つ飛びまして都賀地域づくり推進課一般経常事務費、1つ飛びまして西方地域づくり推進課一般経常事務費、206、207ページをお開き願います、備考欄2行目の岩舟地域づくり推進課一般経常事務費につきましては、事務用消耗品費が主なものであります。

恐れ入ります、205ページにお戻り願います。備考欄、下から6行目の地域会議運営事業費(大平)、1つ飛びまして地域会議運営事業費(藤岡)、1つ飛びまして地域会議運営事業費(都賀)、次のページ、206、207ページをお開き願います。備考欄1行目の地域会議運営事業費(西方)、1つ飛びまして地域会議運営事業費(岩舟)につきましては、地域会議委員の報酬及び地域会議だよりの印刷製本費が主なものであります。

以上で14目地域づくり費の説明を終わります。

- ○委員長(針谷育造君) 海老沼市民税課長。
- ○市民税課長(海老沼文明君) 続きまして、208、209ページをお開き願います。15目諸費につきましてご説明申し上げます。

備考欄の2行目、市政功労者表彰等事業費につきましては、市政功労者22名、徳行者8名の各受

賞者に対する記章、表彰盾及び記念品代が主なものであります。

次の市民総合賠償補償保険事業費につきましては、市民等を対象とした総合的な保険であり、市 が損害賠償責任を負う場合の賠償責任保険と、市が主催する行事における事故等の補償保険に係る 保険料が主なものであります。

次の市民活動推進センター管理運営費につきましては、市民活動推進の拠点として設置しております市民活動推進センターくららの管理運営を行う指定管理者への管理運営委託料が主なものであります。

次の市民活動保険料につきましては、市民活動団体の社会貢献活動を支援するため、市民活動団 体の活動中における事故等を補償する保険料であります。

次の自治会活動支援事業費につきましては、自治会に市からの文書等の配布をお願いしていることなどへのお礼としての報償金及び栃木市自治会連合会への補助金であります。

次の市民協働まちづくりファンド積立金につきましては、市民やふるさと納税等からの寄附金及 び利子を栃木市市民協働まちづくりファンドへ積み立てるものであります。

次の市民活動推進補助事業費につきましては、さまざまな社会貢献活動を行っている市民活動団体に対して財政支援を行うためのとちぎ夢ファーレ事業補助金が主なものであります。

1つ飛びまして、自衛官募集事務費につきましては、自衛官募集用看板の修繕料及び自衛隊家族会への補助金が主なものであります。

次の市税過誤納金還付費(市民税課)につきましては、個人市民税、法人市民税、軽自動車税の 過誤納金を還付請求に基づき還付したもので、過誤納還付金が1,200件、7,475万1,613円、還付加 算金が86件、39万2,500円であります。

次の市税過誤納金還付費(資産税課)につきましては、固定資産税及び都市計画税の過誤納金を還付請求に基づき還付したもので、過誤納還付金が35件、210万7,900円、還付加算金が11件、53万7,100円であります。

以上で15目諸費の説明を終わらせていただきます。

- ○委員長(針谷育造君) 山野井資産税課長。
- ○資産税課長(山野井広実君) 続きまして、212、213ページ、2項1目税務総務費につきましてご 説明いたします。

備考欄をごらんください。市民税課一般経常事務費につきましては、地方税の電子化推進に伴う 地方税電子化協議会等負担金312万4,271円が主なものであります。

次の固定資産評価審査委員運営費につきましては、固定資産評価審査委員 6 名の委員会開催時の 委員報酬であります。

次の2目賦課徴収費の備考欄2行目の諸税賦課事務費につきましては、軽自動車税賦課事務等に 係る電算処理委託料及びジェイリス情報提供料が主なものであります。 次の市民税賦課事務費につきましては、市民税申告事務等に係る臨時職員3名分の賃金、市民税 賦課事務に係る電算処理委託料、同じくOA機器借上料及び電子申告や年金特別徴収等に伴う電子 申告支援サービス利用料が主なものであります。

次の税証明書コンビニ交付事業費につきましては、平成28年1月28日からコンビニエンスストア にて所得証明書と住民税決定証明書の交付サービスを開始したことに伴うコンビニ交付システム使 用料64万8,000円が主なものであります。

次の資産税賦課事務費につきましては、固定資産税や都市計画税の賦課等に要する電算処理委託料、評価支援システム等のOA機器保守料、公図の分合筆に伴い地図情報を更新する固定資産評価支援システムデータ移動委託料、TASK用パソコンや家屋評価支援システム等のOA機器借上料が主なものであります。

次の固定資産評価替委託事業費につきましては、平成30基準年度の評価がえに向けた土地鑑定手数料や平成29年度課税に対する時点修正のための土地鑑定手数料及び平成27年度から平成29年度まで債務負担行為の設定を行った土地評価がえ業務委託料で、2年目となる平成28年度は主な業務として岩舟地域の既存地図データの統合作業を実施しております。

次の市税徴収事務費につきましては、収税消し込みに係る電算処理委託料及びソフトウエア使用 料が主なものであります。

次の市税等収納率向上事業費につきましては、市税等収納員4名分の報酬であります。

次の市税等徴収指導員設置事業費につきましては、職員を対象に5回行いました徴収事務研修会 の講師謝金であります。

次の市税等コンビニ収納事業費につきましては、市税のコンビニ収納における納付書取扱手数料 及びソフトウエア使用料が主なものであります。

次の納税コールセンター運営事業費につきましては、市税電話催告業務員2名分の報酬が主なものであります。

以上で2款2項徴税費の説明を終わります。

- ○委員長(針谷育造君) 田嶋選挙管理委員会事務局次長。
- ○選挙管理委員会事務局次長(田嶋 亘君) 次の3項は所管外であります。

4項選挙費について説明いたしますので、216、217ページをお開きください。

1目選挙管理委員会費でありますが、右側の備考欄2つ目の選挙管理委員会運営費につきましては、選挙管理システムのソフトウエア使用料のほか、選挙管理委員4名分の報酬98万4,000円が主なものであります。

次に、2目選挙啓発費でありますが、右側の備考欄の選挙啓発費につきましては、公職選挙法改正により、18歳以上の新有権者に送付する選挙啓発用冊子の購入費26万6,500円並びに明るい選挙啓発ポスターコンクールの応募者への記念品代11万8,636円が主なものであります。

次に、3目参議院議員通常選挙費でありますが、右側の備考欄2つ目の参議院議員通常選挙費につきましては、備考欄記載のもののほかに、選挙事務に従事いたしました職員に対する時間外勤務手当2,649万791円並びに本庁舎及び総合支所に設置します選挙啓発用の横断幕等及び各投票所で使用します消耗品費等130万3,517円などの費用が含まれております。

次の選挙立会人等報酬につきましては、期日前投票所12カ所、当日の投票所65カ所の投票立会人 及び投票管理者等の報酬であります。

次の臨時職員賃金につきましては、選挙の事務補助として臨時職員2名分の賃金等であります。 次の郵便料につきましては、投票所の入場券約8万4,000通分の郵送料であります。

次の選挙公報折り込み手数料につきましては、選挙公報約5万4,000枚の折り込み料であります。 続きまして、218、219ページをお開きください。電算処理委託料につきましては、投票所入場券 作成のための電算処理委託料であります。

次の公営ポスター掲示場設置撤去業務委託料につきましては、ポスター掲示場475カ所の設置及 び撤去に係る委託料であります。

次の仮設期日前投票所等借上料につきましては、大平・藤岡・都賀総合支所及びイオン栃木店に 設置いたしましたプレハブの期日前投票所のリース料等であります。

次に、4目栃木県知事選挙費でありますが、右側の備考欄2つ目の県知事選挙費につきましては、 備考欄記載のもののほかに、選挙事務に従事いたしました職員に対する時間外勤務手当2,138万 1,890円並びに本庁舎及び総合支所に設置します選挙啓発用の横断幕等及び各投票所で使用します 消耗品費等126万6,517円などの費用が含まれております。

次の投票立会人等報酬につきましては、期日前投票所12カ所、当日の投票所65カ所の投票立会人 及び投票管理者等の報酬であります。

次の臨時職員賃金につきましては、選挙の事務補助として臨時職員2名分の賃金等であります。 次の郵便料につきましては、投票所の入場券約8万4,000通分の郵送料であります。

次の電算処理委託料につきましては、投票所入場券作成のための電算処理委託料であります。

次の公営ポスター掲示場設置撤去業務委託料につきましては、ポスター掲示場474カ所の設置及 び撤去に係る委託料であります。

次の仮設期日前投票所等借上料につきましては、大平・藤岡・都賀総合支所及びイオン栃木店に 設置しましたプレハブの期日前投票所のリース料等であります。

次に、5目土地改良区総代選挙費でありますが、こちらは国府、大平西部及び都賀町土地改良区におきまして任期満了に伴う総代選挙を実施いたしましたが、無投票にて当選人が確定しましたので、執行経費については各選挙長及び立会人報酬14万9,800円が主なものであります。

以上で4項選挙費についての説明を終わります。

続きまして、5項統計調査費について説明いたします。220、221ページをお開きください。まず、

1目統計調査総務費でありますが、右側の備考欄の統計事務費につきましては、統計調査員確保対策事務用消耗品が主なものであります。

次に、2目基幹統計調査費でありますが、右側の備考欄の工業統計調査事業費と次の学校基本調査事業費につきましては、調査事務用消耗品が主なものであります。

次の経済センサス事業費につきましては、経済センサスを行った指導員や調査員に対する非常勤 職員報酬が主なものであります。

以上で5項統計調査費についての説明を終わります。

続きまして、6項監査委員費について説明いたします。1目監査委員費でありますが、右側の備 考欄の監査委員運営費につきましては、監査委員2名の報酬が主なものであります。

以上で6項監査委員費についての説明を終わります。

続きまして、大きく飛びまして8款4項5目公園費の所管事業について説明いたしますので、314、315ページをお開きください。右側の備考欄の6事業目、藤岡スポーツふれあいセンター管理費につきましては、電気料、水道料などの光熱水費123万5,961円や、警備、清掃等の施設管理委託料85万507円が主なものであります。

次に、6事業飛びまして、藤岡スポーツふれあいセンター施設改修事業費につきましては、空調設備改修設計業務委託料91万8,000円と、空調設備の改修工事並びに既存エレベーターなどの修繕工事など施設内の改修工事費が主なものであります。

以上で5目公園費の所管事業について説明を終わります。

- ○委員長(針谷育造君) 上岡消防総務課長。
- ○消防総務課長(上岡健司君) 続きまして、9款1項1目常備消防費についてご説明をいたします。 320ページ、321ページをお開きください。備考欄3行目の消防総務課一般経常事務費につきましては、事務用品等の消耗品費、車両の燃料費が主なものであります。

次の消防職員研修事業費につきましては、消防学校入校などの会議、研修参加負担金が主なものであります。

次の消防本部管理費につきましては、電話回線使用料のほか、光熱水費が主なものであります。 次の消防本部運営費につきましては、防火衣のほか消防職員用被服消耗品等の消防用器具購入費 が主なものであります。

次の消防職員福利厚生事業費につきましては、消防本部産業医報酬が主なものであります。

次の予防課一般経常費につきましては、事務用品代等の経常経費のほか、器具購入費33万5,000円が主なものであります。

次の警防課一般経常事務費につきましては、携帯電話及び栃木県救急医療情報端末利用料が主な ものであります。

次の救急救命士養成事業費につきましては、救急救命士を養成するために必要な会議や研修への

参加負担金が主なものであります。

次の通信指令課一般経常事務費につきましては、消防司令装置の維持に要する事務用消耗品代等のほか、通信指令業務に必要な知識習得のための研修参加費等が主なものであります。

次の消防署共通管理費につきましては、仮眠用寝具借上料、大型油圧救助器具借上料等が主なものであります。

次の栃木消防署管理運営費につきましては、燃料費、光熱水費、携帯電話回線使用料等が主なものであります。

次の大平分署管理運営費から323ページの備考欄上から2行目、岩舟分署管理運営費までにつきましては、各分署の燃料費、光熱水費、携帯電話回線使用料等が主なもので、各分署の事業内容は同じものであります。

以上で1目常備消防費の説明を終わらせていただきます。

- ○委員長(針谷育造君) 小島予防課長。
- ○予防課長(小島 徹君) 続きまして、2目非常備消防費についてご説明をいたします。

備考欄5行目の消防団運営費につきましては、栃木市消防団員1,168名の報酬、消防団員が災害や訓練に出動した際の費用弁償、消防団員に災害出動指令を送信するEメール指令配信サービス設定業務委託料、消防団員の公務災害の補償、退職報償金に係る栃木県市町村総合事務組合への負担金及び各方面隊、各分団・部への消防団互助会補助金が主なものであります。

以上で2目非常備消防費の説明を終わらせていただきます。

- ○委員長(針谷育造君) 赤城警防課長。
- ○警防課長(赤城一仁君) 続きまして、3目消防施設費についてご説明いたします。

消防施設維持管理費につきましては、消防団器具置き場に係る不動産賃借料及び光熱水費が主なものであります。

324、325ページをお開き願います。325ページ備考欄、上から2行目、消火栓設置負担金につきましては、消火栓の新設等に係る消火栓更新工事費負担金であります。

次の消火栓管理負担金につきましては、現在設置してある消火栓に係る消火栓維持管理費負担金であります。

次の消防本部庁舎施設維持費につきましては、分署敷地に係る不動産賃借料が主なものであります。

1つ飛びまして、分署非常電源設置事業費につきましては、西方分署に設置しました非常電源設置工事費であります。

次の消防本部車庫設置事業費につきましては、はしご車等を格納するための消防本部車庫設置の 設計、管理業務委託料及び消防本部車庫設置工事費であります。

次の分署救命ボート格納庫設置事業費につきましては、藤岡分署に配備してあります水上バイク

等の格納庫設置工事費が主なものであります。

次の機材等管理費につきましては、消防業務用資機材等の保守点検手数料、業務委託料が主なも のであります。

次の消防車等管理費につきましては、消防車両の修繕が主なものであります。

次の救急車等管理費につきましては、救急車両の修繕が主なものであります。

次の消防・救急等資器材購入事業費につきましては、空気呼吸器購入費及び12誘導心電図電送装置購入費が主なものであります。

次の応急手当普及啓発活動事業費につきましては、救命講習会用の消耗品購入が主なものであります。

2つ飛びまして、通信指令システム費につきましては、消防指令装置の維持管理に係る通信運搬費及び保守点検業務委託料が主なものであります。

次の消防救急デジタル無線施設維持管理費につきましては、消防救急デジタル無線装置の維持管理に係る保守点検業務委託料が主なものであります。

次の気象観測事業費につきましては、気象観測装置点検業務委託料であります。

326、327ページをお開き願います。327ページ、通信施設電源更新事業費につきましては、消防司令装置に係る電源装置修繕料が主なものであります。

次の栃木市消防署施設維持費につきましては、庁舎維持補修費が主なものであります。

次の栃木市消防署旧非常用電源機撤去事業費につきましては、旧非常用発電機撤去工事費であります。

次の都賀分署施設維持費につきましては、庁舎施設及び設備の不具合箇所の修理等が主なものであります。

次の岩舟分署施設維持費につきましては、庁舎施設及び設備の不具合箇所の修理等が主なもので あります

続きまして、4目水防費についてご説明いたします。水防対策事業費につきましては、水防に関する消耗品、土のう袋、ブルーシート及び土のう用砂の購入が主なものであります。

次の1市1町合同水防演習事業費につきましては、野木町と合同で開催しました水防演習の負担 金であります。

以上で3目消防施設費と4目水防費についての説明を終了させていただきます。

- ○委員長(針谷育造君) 糸井危機管理課長。
- ○危機管理課長(糸井孝王君) 続きまして、5目災害対策費についてご説明させていただきます。

右側の備考欄をごらんください。上から3つ目の防災事業費につきましては、臨時職員1名に対する賃金、各防災情報システムの通信料、防災各種システム保守点検業務等に係る委託料、移動系防災行政無線移設に係る工事費及び自主防災組織への補助金が主なものであります。

次の地域防災計画・水防計画改定委託費につきましては、地域防災計画改定に係る業務委託料であります。

3つ飛びまして、被災者住宅等復旧支援事業費補助金(平成27年9月豪雨災害)につきましては、 被災した住宅及び事業所の復旧費用の一部を補助する補助金であります。

以上で5目災害対策費の所管部分の説明を終わります。

続きまして、12款公債費についてご説明いたします。恐れ入りますが、370、371ページをお開きください。12款1項1目元金でありますが、備考欄の市債償還元金につきましては、市債償還の元金分として財務省財政融資資金等からの借り入れに対する償還金であります。

次に、2目利子でありますが、備考欄の市債償還利子につきましては、市債の償還計画に基づき、 利子分を支払ったものであります。

次の積立基金繰替運用利子につきましては、積立基金の繰り替え運用に係る利子であります。

続きまして、13款予備費についてご説明いたします。恐れ入りますが、372、373ページをごらんください。13款1項1目予備費でありますが、予備費の充用につきましては、備考欄にありますとおり、款項目の単位で12件であります。いずれも年度途中において不測の事態により現計予算に不足が生じたため、予備費より充用させていただいたものであります。詳細につきましては、既にお配りしてある資料のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

以上で歳出の所管関係部分の説明を終わります。

○委員長(針谷育造君) ここで暫時休憩いたします。

再開につきましては、25分、よろしいでしょうか。10時25分ということで再開をしたいと思います。

説明の終了した執行部の方々はご退席願いたいと思います。大変ご苦労さまでした。

[執行部退席]

(午前10時12分)

○委員長(針谷育造君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時25分)

- ○委員長(針谷育造君) 歳入等の説明をお願いします。野中収税課長。
- ○収税課長(野中 守君) 皆さん、おはようございます。引き続き歳入ということで説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

それでは、歳入の所管関係部分につきましてご説明申し上げます。恐れ入りますが、決算書の54、 55ページをお開きください。栃木市一般会計歳入歳出決算事項別明細書によりご説明を申し上げま す。

まず、1 款市税でありますが、収入済額は215億6,246万1,403円、収入未済額は14億7,414万6,393円でありまして、予算現額に対しまして収入済額は12億4,427万1,403円上回っております。また、収入済額は前年度に比較いたしまして5億7,221万959円の増、率にして2.7%上回っております。

次に、税目ごとにご説明申し上げます。1項市民税につきましては、収入済額95億8,015万6,066円でありまして、前年度に比較し9,284万5,961円の増、率にして1.0%上回っております。そのうち1目個人につきましては、収入済額77億1,852万6,085円でありまして、前年度に比較いたしまして2億4,517万6,705円の増、率にして3.3%上回っております。その主な要因といたしましては、景気が穏やかな回復傾向にあることに伴い、主に給与所得者、特に中所得者から高額所得者の所得が増加したことによるものであります。

1節現年課税分の備考欄の還付未済額32万6,127円及びその下の2節滞納繰越分の還付未済額12万4,668円につきましては、修正申告等によるものであります。

次に、2目法人につきましては、収入済額18億6,162万9,981円でありまして、前年度に比較し1億5,233万744円の減、率にして7.6%下回っております。その主な要因といたしましては、税率の引き下げ等によるものであります。

次に、2項固定資産税につきましては、収入済額98億6,457万3,180円でありまして、前年度に比較し2億5,011万1,992円の増、率にして2.6%上回っております。

次に、1目固定資産税につきましては、収入済額95億9,892万5,480円でありまして、前年度に比較し2億5,786万4,792円の増、率にして2.8%上回っております。その主な要因といたしましては、家屋の新築が多かったこと、償却資産が増加したことによるものであります。

1 節現年課税分の備考欄の還付未済金3万8,626円及びその下の2節滞納繰越分の還付未済金4,865円につきましては、二重納付等によるものであります。

次に、2目国有資産等所在市町村交付金につきましては、収入済額2億6,564万7,700円でありまして、前年度に比較し775万2,800円の減、率にして2.8%下回っております。その主な要因といたしましては、渡良瀬遊水地の特定多目的ダム施設の償却資産交付算定基準額が平成27年度に満額となったため、平成28年度から減額となるためであります。

次に、3項軽自動車税につきましては、収入済額3億9,196万4,490円でありまして、前年度に比較し6,353万1,735円の増、率にして19.3%上回っております。その主な要因といたしましては、平成28年度から軽自動車税の税率が変更されたことによるものであります。

1節現年課税分の備考欄の還付未済金5万3,100円につきましては、二重納付等によるものであります。

次に、4項市たばこ税につきましては、収入済額11億5,895万3,516円でありまして、前年度に比較し3,541万830円の減、率にして3.0%下回っております。市たばこ税は、健康志向の高まりや喫

煙可能な場所が減っていることなどにより、近年減少傾向となっております。

次のページをお開きください。次に、5項鉱産税につきましては、収入済額300万9,200円でありまして、前年度に比較し2万400円の減、率にして0.7%下回っております。

次に、6項特別土地保有税につきましては、収入はありませんでした。なお、特別土地保有税に つきましては、平成15年度税制改正によりまして、新たな課税は行わないこととなっております。

次に、7項入湯税につきましては、収入済額1,205万3,550円でありまして、前年度に比較し80万7,050円の減、率にして6.3%下回っております。

次に、8項都市計画税につきましては、収入済額5億5,175万1,401円でありまして、前年度に比較し2億195万9,551円の増、率にして57.7%上回っております。その主な要因といたしましては、都市計画税の激変緩和措置によるものであります。

1 節現年課税分の備考欄の還付未済金6,474円及びその下の2節滞納繰越分の還付未済金1,875円につきましては、二重納付等によるものであります。

以上をもちまして、1款市税につきましての説明を終わらせていただきます。

- ○委員長(針谷育造君) 山市藤岡地域づくり推進課長。
- ○藤岡地域づくり推進課長(山市 進君) 続きまして、58、59ページをお開きください。2款地方 譲与税から所管関係部分につきましてご説明を申し上げます。

2款1項1目1節、備考欄の地方揮発油譲与税につきましては、国税の揮発油税とあわせて課税 されます地方揮発油税の42%に相当する額が、市町村の道路の延長と面積を基礎として交付された ものであります。前年度に比べ902万円、5.0%の減となっております。

次の2項1目1節、備考欄の自動車重量譲与税につきましては、国税であります自動車重量税の1,000分の407に相当する額が、市町村の道路の延長と面積を基礎として交付されたものであります。 前年度に比べ194万3,000円、0.5%の増となっております。

次の3項1目1節、備考欄の地方道路譲与税でありますが、平成21年に地方道路譲与税法の一部 改正により地方揮発油譲与税に改められておりまして、こちらは改正前の地方道路譲与税の交付分 であります。

次に、60、61ページをお開きください。 3 款 1 項 1 目 1 節、備考欄の利子割交付金につきましては、県が利子等の支払いを受ける者に課税し徴収します利子割収入額の59.4%が、個人県民税を基礎として交付されたものであります。前年度に比べ1,126 万3,000 円、42.3% の減となっております。

次に、62、63ページをお開きください。4款1項1目1節、備考欄の配当割交付金につきましては、県が上場株式等の配当に課税し徴収します配当割収入額の59.4%が、個人県民税を基礎として交付されたものであります。前年度に比べ4,445万1,000円、43.0%の減となっております。

次に、64、65ページをお開きください。5款1項1目1節、備考欄の株式等譲渡所得割交付金に つきましては、株式の譲渡益に課税される県民税株式等譲渡所得割額の59.4%が、個人県民税を基 礎として交付されたものであります。前年度に比べ5,470万3,000円、61.6%の減となっております。 次に、66、67ページをお開きください。6 款 1 項 1 目 1 節、備考欄 1 行目の地方消費税交付金に

つきましては、従前の消費税率5%のうち1%が地方消費税となり、その2分の1に相当する額が 人口や従業者数を基礎として市町村に交付されたものであります。前年度に比べ1億9,035万 1,000円、10.6%の減となっております。

次の社会保障財源化分につきましては、税率引き上げ分の 3% のうち0.7%が地方消費税となり、社会保障施策の財源として、その 2 分の 1 に相当する額が人口を基礎として市町村に交付されたものであります。前年度に比べ 1 億4, 312 万7,000円、10.8% の減となっております。

なお、地方消費税交付金全体では、前年度と比べ 3 億3, 347万8, 000円、10.7%の減となっております。

次に、68、69ページをお開きください。7款1項1目1節、備考欄のゴルフ場利用税交付金につきましては、県が徴収しますゴルフ場利用税の10分の7に相当する額が所在市町村に交付されたものであります。前年度に比べ209万7,060円、0.6%の増となっております。

次に、70、71ページをお開きください。8 款 1 項 1 目 1 節、備考欄の自動車取得税交付金につきましては、県が徴収します自動車取得税額の66.5%が、市町村の道路の延長と面積を基礎として交付されたものであります。前年度に比べ389 万5,000 円、2.9% の増となっております。

次に、72、73ページをお開きください。 9 款 1 項 1 目 1 節、備考欄の地方特例交付金につきましては、住宅ローン特別控除の実施に伴う住民税の減収を補填するために交付されたものであります。 前年度に比べ428万9,000円、4.3%の増となっております。

次に、74、75ページをお開きください。10款1項1目1節、備考欄1行目の普通交付税につきましては、算出しました基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた差額が交付されたものであります。合併特例措置の縮減などにより、前年度に比べ4億8,253万6,000円、5.0%の減となっております。

2行目の特別交付税につきましては、画一的な算定により交付される普通交付税では反映できない個別具体的な事情が考慮され、交付されたものであります。大雪災害及び関東・東北豪雨災害の関連経費の減少に伴い、前年度に比べ3億5,446万7,000円、22.1%の減となっております。

なお、地方交付税全体では、前年度と比べ8億3,700万3,000円、7.4%の減となっております。 次に、76、77ページをお開きください。11款1項1目1節、備考欄の交通安全対策特別交付金に つきましては、道路交通法による反則金を原資としまして、交通安全施設整備のために交付される もので、交通事故の件数や人口集中地区の人口、また改良済みの道路の延長などを基礎として交付 されたものであります。前年度に比べ179万8,000円、8.5%の減となっております。

次に、78、79ページをお開きください。12款1項1目1節、備考欄の土地改良区総代選挙費負担 金につきましては、国府、大平西部及び都賀町土地改良区の総代選挙に要した経費として土地改良 区から納入された負担金であります。

次に、80、81ページをお開きください。12款1項4目1節、備考欄の東北道・北関東道救急業務 負担金につきましては、消防本部が管轄します高速道路上での救急業務に係る経費として東日本高 速道路株式会社から支払われた負担金であります。

以上で12款1項4目の消防費負担金までの説明を終わります。

- ○委員長(針谷育造君) 佐藤都賀地域づくり推進課長。
- ○都賀地域づくり推進課長(佐藤真治君) 続きまして、恐れ入りますが、82、83ページをお開き願います。13款使用料及び手数料からご説明申し上げます。

1目1節総務管理使用料の備考欄をごらんください。行政財産使用料(総合政策課)につきましては、平成28年4月に市が寄附を受け入れた土地の一部を使用した使用料であります。

次の藤岡遊水池会館使用料につきましては、会議等で使用しました大会議室の貸し出し使用料であります。

次の市民活動推進センター敷地使用料につきましては、敷地内にNTTが設置した電柱の使用料であります。

次の行政財産使用料(大平地域づくり推進課)につきましては、東京電力及びNTTの電柱の使用料が主なものであります。

次の職員駐車場使用料(大平)につきましては、大平総合支所仮駐車場の使用料であります。

次の行政財産使用料(藤岡地域づくり推進課)とその下、同じく都賀地域づくり推進課とその下、 西方地域づくり推進課につきましては、各総合支所内における電柱、電話柱、足銀ATMの敷地使 用料が主なものであります。

次の金崎有料駐車場使用料につきましては、全40区画中、年間契約12区画と月払い契約5区画分の使用料であります。

次の職員駐車場使用料(西方)につきましては、職員22名分の駐車場使用料であります。

次の行政財産使用料(岩舟地域づくり推進課)につきましては、管理敷地内に設置された電柱の 設置使用料が主なものであります。

次の職員駐車場使用料(栃木)につきましては、本庁舎に勤務する職員44名分の駐車場使用料であります。

次に、天幕使用料につきましては、貸し出し用テントの使用料であります。

次に、庁舎等使用料につきましては、庁舎敷地内にあります電柱、電話柱の使用料及び市民スペース共用通路等の使用料が主なものであります。

次に、91、92ページをお開きください。備考欄 5 行目の藤岡スポーツふれあいセンター敷地使用料につきましては、電柱の占用使用料であります。

続きまして、8目消防使用料の備考欄でありますが、消防施設敷地使用料につきましては、消防

団器具置き場敷地使用料及び防火水槽敷地に設置してあります電柱及び支線柱の敷地使用料であります。

次の行政財産使用料(消防総務課)につきましては、消防本部、消防署各分署に設置してあります自動販売機の電気使用料及び敷地使用料が主なものであります。

以上で13款の総務管理使用料及び消防使用料の説明を終わります。

- ○委員長(針谷育造君) 田口西方地域づくり推進課長。
- ○西方地域づくり推進課長(田口幸雄君) 続きまして、98、99ページをお開きください。

2項1目総務手数料、1節総務管理手数料でありますが、備考欄の認可地縁団体証明手数料につきましては、認可地縁団体を受けたことの証明書や印鑑登録証明書の発行に係る手数料であります。 続きまして、2節徴税手数料でありますが、備考欄中にあります証明手数料につきましては、所得証明等の交付手数料であります。

次の公簿交付手数料及び2つ飛んでの公簿閲覧手数料につきましては、地籍図等の交付手数料であります。

また、上から3行目の市税督促手数料につきましては、督促に係る手数料でございます。

以下、101ページの上段まで同様でありますので、上から順に件数を述べさせていただきたいと思います。諸証明手数料(栃木)は2万9,254件、次の公簿交付手数料(栃木)は3,487件、次の市税督促手数料は3万8,213件、次の諸証明手数料(大平)は6,741件、次の公簿閲覧手数料(大平)は108件、次の諸証明手数料(藤岡)は2,939件、次の公簿閲覧手数料(藤岡)は118件でございます。次の証明手数料(都賀)は2,196件、次の公簿閲覧手数料(都賀)は24件でございます。次の諸証明手数料(西方)は1,200件、101ページの公簿閲覧手数料(西方)は75件、次の諸証明手数料(岩舟)は3,567件、次の公簿閲覧手数料(岩舟)は84件でございます。

続きまして、106ページ、107ページをお開きいただきます。7目1節消防手数料でありますが、 備考欄の1行目、危険物施設設置許可等手数料につきましては、ガソリンや石油を取り扱うための 危険物施設の設置許可及びこれらの施設の変更許可の手数料であります。

次の防火管理者講習会修了証明等手数料につきましては、防火管理者講習会課程修了証明書交付に係る手数料でございます。

続きまして、110ページ、111ページをお開きください。14款2項1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金につきまして説明させていただきます。右の備考欄をごらんください。地方創生推進交付金につきましては、本市の小中企業、小規模企業の総合支援プロジェクトが採択となったことにより、交付されるものであります。

次の地域少子化対策重点推進交付金につきましては、地域少子化対策として実施した結婚支援イベントに対する補助金でございます。

次の地方創生加速化交付金につきましては、移住・定住対策及び若者の創業支援に係る拠点整備

としての旧関根邸改修並びにツール・ド・とちぎ開催に対する補助金でございます。

次の社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、マイナンバー制度に対応する ためのコンピューターシステムの改修費に対する国庫補助金でございます。

次の情報セキュリティー強化対策事業費補助金につきましては、市のコンピューターシステムの セキュリティーの強化に要する経費に対する補助金でございます。

続きまして、116、117ページをお開きください。6目教育費国庫補助金、4節社会教育費補助金でありますが、備考欄の重要伝統的建造物群保存地区保存事業費補助金につきましては、嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区内の拠点施設用地購入及び建造物修理に係る国庫補助金でございます。

続きまして、3項1目総務費委託金、1節総務管理費委託金につきましては、右側の備考欄をごらんください。自衛官募集事務費委託金につきましては、自衛隊法の規定により地方公共団体が事務処理をすることになっている自衛官の募集事務に係る経費に対する防衛省からの委託金でございます。

以上です。

- ○委員長(針谷育造君) 岩﨑岩舟地域づくり推進課長。
- ○岩舟地域づくり推進課長(岩崎 充君) 続きまして、15款県支出金についてご説明いたします。

122、123ページをお開きください。 2項1目1節総務管理費補助金の備考欄1行目、わがまち未 来創造事業交付金につきましては、歌麿を活かしたまちづくり事業、渡良瀬遊水地フェスティバル 開催事業、高校生まちなか活性化事業、平成28年とちぎ秋まつり、栃木市版地域包括ケアシステム 推進事業、自転車を活用した地域活性化事業の市負担金に対し、県から補助金として交付されたも のであります。

次の自主防災組織強化推進事業補助金につきましては、自主防災組織の設立及び運営に係る県からの事業補助金であります。

次の市町村総合交付金につきましては、少額な県補助金が一括して交付されるものであり、権限 移譲に関する事務費や農業集落排水事業等に対し交付されたものであります。

2つ飛びまして、在外選挙人名簿登録事務交付金につきましては、在外選挙人にかかわる選挙人 名簿登載事務や外務省等への連絡経費に対する交付金であります。

130、131ページをお開きください。 3 項1 目1 節徴税費委託金の備考欄1 行目、県税徴収委託金につきましては、県にかわり県民税を徴収する業務に対する委託金であります。

1つ飛びまして、3節選挙費委託金の備考欄、県知事選挙費委託金と次の参議院議員選挙費委託金につきましては、平成28年11月20日と7月10日にそれぞれ執行いたしました2つの選挙に要した経費に対する委託金であります。

次の4節統計調査費委託金の備考欄、統計調査員確保対策事業委託金につきましては、統計調査 協力員の確保とその資質向上を図るために要した経費に対する委託金であります。 次の経済センサス委託金、工業統計調査委託金、学校基本調査委託金につきましては、それぞれ の統計調査に要した経費に対する委託金であります。

以上で説明を終わります。

- ○委員長(針谷育造君) 牧野契約検査課長。
- ○契約検査課長(牧野修一君) それでは、132、133ページをお開きください。16款 1 項 1 目財産貸付収入についてご説明いたします。

1節の備考欄、1行目の市有登録有形文化財関根家貸付収入につきましては、合同会社ボーフルズへの建物2棟の貸付収入であります。

次の藤岡遊水地会館貸付収入につきましては、一般財団法人渡良瀬遊水地アクリメーション振興 財団への事務室賃借料75万4,650円が主なものであります。

次の市民活動推進センター自動販売機設置収入につきましては、境町の通称くららに設置している自動販売機1台分の貸付収入であります。

次の市有建物貸付収入(大平)から市有建物貸付収入(岩舟)につきましては、各総合支所内に 設置している自動販売機の貸付収入でありまして、大平から西方につきましては1台分、岩舟につ きましては3台分であります。

次の市有土地貸付収入(栃木)につきましては、東京都内の市有土地18件や大宮町の県営平川住宅、沼和田町の県南児童相談所敷地など市内の市有土地50件、合計68件の土地貸付収入及び栃木駅前の国の合同庁舎予定地など未利用地の一時的な貸付収入であります。

次の市有建物貸付収入(栃木)につきましては、旧教育委員会建物及び山本有三記念館建物など の貸付収入であります。

次の庁舎土地建物貸付収入につきましては、本庁舎に設置している自動販売機や証明写真機、広告事業における貸付収入及び株式会社東武宇都宮百貨店への本庁舎1階分の貸付収入が主なものであります。

次に、136、137ページをお開きください。備考欄1行目の藤岡スポーツふれあいセンター自動販売機設置収入につきましては、自動販売機2台分の設置収入であります。

続きまして、138、139ページをお開きください。下のほうになります。2目利子及び配当金についてご説明いたします。備考欄、下から4行目のふるさと応援基金利子から、一番下の市民協働まちづくりファンド利子につきましては、各基金等の利子であります。

次に、140、141ページをお開きください。備考欄1行目の株式配当金(情報推進課)につきましては、ケーブルテレビ株式会社の株式配当金であります。

次の大澤基金利子から4行目の土地総合調整基金利子につきましては、各基金の利子であります。 次の株式配当金(管財課)につきましては、京浜急行電鉄株式会社の株式配当金であります。

次の6行目にあります皆川地区振興基金利子から10行目のふるさと整備事業基金利子につきまし

ては、各基金の利子であります。

以上で16款1項までの説明を終わりといたします。

- ○委員長(針谷育造君) 川津秘書課長。
- ○秘書課長(川津浩章君) 続きまして、16款2項からご説明申し上げます。

2項1目1節、備考欄の市有土地売払収入につきましては、一般競争入札による未利用地の売り 払いが2件、随意契約による売り払いが7件、法定外公共物の用途廃止に伴う売り払いが42件であ ります。

次に、2目1節、備考欄の不用品売払収入につきましては、不用となった公用車の売払収入であります。

次の分収林売払収入につきましては、栃木県との分収林契約に基づき、西方町真名子地区の造林 木を県が処分した収益の市収入分であります。

次に、144、145ページをお開きください。17款 1 項 1 目 1 節、備考欄の一般寄附金につきましては、個人 5 件、団体 2 件の計 7 件分の寄附金であります。

次に、2目1節、備考欄のふるさと応援寄附金につきましては、ふるさと納税として受け入れた 寄附金であります。

次の吾一からくり時計設置寄附金につきましては、からくり時計の製作に当たり受け入れた市民 団体及び個人からの寄附金であります。

次の市民協働まちづくり寄附金につきましては、栃木市市民協働まちづくりファンドへの市民等からの寄附金であります。

146、147ページをお開きください。6目1節備考欄の消防施設費寄附金につきましては、市民から救急車及びその部品の購入代金の一助として寄附を受けたものであります。

続きまして、148、149ページをお開きください。18款2項1目1節、備考欄の財政調整基金繰入 金につきましては、平成28年度予算編成による財源調整のため、基金から繰り入れを行ったもので あります。

次に、2目1節、備考欄の減債基金繰入金につきましては、平成25年度に借り入れた市庁舎整備 事業に係る市債について、償還利子を圧縮するため借入期間の圧縮などを行っていることから、通 常償還の差額を基金から繰り入れ、また過去に地方税の減収補填のために発行した市債の償還財源 の一部に充てるため、繰り入れを行ったものであります。

150、151ページをお開きください。次に、3目1節、備考欄の市民協働まちづくりファンド繰入 金につきましては、栃木市市民協働まちづくりファンドから市民活動推進事業費へ充当するための 繰入金であります。

次に、6目1節、備考欄のふるさと整備事業基金繰入金につきましては、個性的で魅力あふれる ふるさと整備の財源として、文化会館施設整備事業費ほか2事業に充当するため、基金から繰り入 れを行ったものであります。

次に、7目1節、備考欄の皆川地区振興基金繰入金につきましては、皆川地区市有山林管理費の 財源として基金から繰り入れを行ったものであります。

152、153ページをお開きください。11目1節、備考欄の小野寺地区市有林管理基金繰入金につきましては、小野寺地区市有林管理費の財源として基金から繰り入れを行ったものであります。

次に、13目1節、備考欄のマスコットキャラクター応援基金繰入金につきましては、マスコット キャラクター応援基金積立金からの繰入金であります。

次に、14目1節、備考欄の土地総合調整基金繰入金につきましては、土地開発公社運営費交付金の財源として基金から繰り入れを行ったものであります。

154、155ページをお開きください。17目1節、備考欄のふるさと応援基金繰入金につきましては、 基金を利用して観光PRに関する事業を実施するため繰り入れしたものであります。

156、157ページをごらんください。19款1項1目1節、備考欄の前年度繰越金につきましては、平成27年度からの繰越金であります。

158、159ページをごらんください。20款1項1目1節、備考欄の市税滞納延滞金につきましては、4,740件分の滞納延滞金であります。

次に、2項1目1節、備考欄の預金利子につきましては、一般会計の普通預金等の利子であります。

以上で20款2項までの説明を終了いたします。

- ○委員長(針谷育造君) 中田蔵の街課長。
- ○蔵の街課長(中田芳明君) 続きまして、162、163ページをお開きください。20款5項4目2節雑 入についてご説明いたします。

備考欄、県民手帳協力報償金等(総合政策課)につきましては、県民手帳頒布協力報償金が主な ものであります。

次の中学生海外派遣事業負担金(総合政策課)につきましては、中学生海外派遣事業参加者28名の負担金であります。

次の市長交際費資金前渡利子等(秘書課)につきましては、資金前渡で支出した市長交際費の普 通預金利子であります。

次の広報とちぎ広告掲載料等(シティプロモーション課)につきましては、広報とちぎの有料広告及び市ホームページのバナー広告に係る広報とちぎ広告掲載料等が主なものであります。

次のハートランド絵本有償提供料等(遊水地課)につきましては、渡良瀬遊水地を広くPRする ために制作しました絵本「ハートランドのかくれんぼ」の提供料であります。

次の市民総合賠償補償保険金等(地域づくり推進課)につきましては、市が損害賠償責任を負った際の保険会社からの保険金及び市が主催する行事における事故等の補償を支払った際の保険会社

からの保険金であります。

次の電話使用料等(大平地域づくり推進課)につきましては、自動車損害共済の災害共済金及び 大平総合支所の公衆電話使用料が主なものであります。

次の職員駐車場利用料等(藤岡地域づくり推進課)につきましては、支所の職員駐車場利用料、 外部団体による文書印刷料及び公用車の事故に係る自動車損害共済災害共済金であります。

次のページをお開きください。備考欄、職員駐車場利用料等(都賀地域づくり推進課)につきま しては、職員駐車場の使用料及び公用車の物損事故に係る自動車損害共済災害共済金であります。

次の自動車損害共済災害共済金等(西方地域づくり推進課)につきましては、庁用車の事故車両 1台の事故破損修理費に当たる保険金であります。

次の宮の下簡易郵便局取扱手数料等(岩舟地域づくり推進課)につきましては、宮の下簡易郵便 局の取り扱う郵便や貯金などの業務に対する日本郵便からの取り扱い手数料及び公用車の事故等に 伴う損害共済災害共済金であります。

次の公文書複写料等(総務課)につきましては、情報公開請求等に伴う公文書複写料及び栃木市 自治会連合会からの文書複写料であります。

次の保険事務手数料等(職員課)につきましては、職員が加入しております各種保険の事務手数料のほか、旧栃木市職員厚生会が職員に対して行いました貸し付けに係る返還金、扶養手当等過年度過払い分の返還金、概算払いをいたしました公務災害補償負担金の確定に伴う返還金が主なものであります。

次の雇用保険料(職員課)につきましては、雇用保険に加入しておりました臨時職員及び非常勤職員565名から預かりました雇用保険料の自己負担分が主なものであります。

次の派遣職員給与等負担金(職員課)につきましては、栃木県への相互交流派遣社員1名分の人件費といたしまして派遣先から納入される負担金であります。

次の栃木県被災者生活再建支援金交付金等(危機管理課)につきましては、防災ラジオの販売収入及び栃木県防災行政ネットワークシステム回線使用料及び保守料に対する県からの助成金が主なものであります。

次の公衆電話使用料等(管財課)につきましては、市の借地権を譲渡するに当たっての承諾料の ほか、本庁舎に設置しております公衆電話の使用料、建物総合災害共済金及び自動車損害共済災害 共済金などが主なものであります。

次の栃木県市町村振興協会市町村交付金等(財政課)につきましては、公益財団法人栃木県市町村振興協会から交付されたオータムジャンボ宝くじの収益金が主なものであります。

次のナンバー弁償金等(市民税課)につきましては、市からの貸与ナンバー87台分の紛失等による弁償金及び配当譲渡割額還付額変更による戻し入れであります。

次の課税資料提出手数料等(資産税課)につきましては、税務署に対して提供する相続税路線価

等の課税資料提供に対する手数料であります。

次の裁判所予納金返還金等(収税課)につきましては、裁判所予納金返還金及び公用車による車 両事故に伴う自動車損害共済災害共済金であります。

168、169ページをお開きください。備考欄の下から4項目めに当たりますが、タブレット端末自己負担金等(議事課)につきましては、昨年議会で導入いたしましたタブレットの通信料に対する各議員の自己負担分及び政務活動費負担分として納入された負担金が主なものであります。

172、173ページをお開きください。備考欄の4事業目にあります明るい選挙推進協会助成金等(選挙管理委員会)につきましては、栃木市明るい選挙推進協議会の研修会に要しました経費に対する助成金であります。

1つ飛びまして、消防団員福祉共済事務費等(消防総務課)につきましては、消防団員福祉共済制度返戻金及び自動車・建物損害共済保険金が主なものであります。

以上で20款5項4目雑入までの説明を終わりといたします。

- ○委員長(針谷育造君) 神永公共施設再編課長。
- ○公共施設再編課長(神永和俊君) 続きまして、21款市債でございます。

174ページ、175ページをお開きください。1項1目1節、備考欄の旧合併特例事業債(保育所施設整備事業)につきましては、いりふね・そのべ統合保育園整備事業及び認定こども園施設整備補助に対する起債であります。

次に、3目1節公共事業等債(農業生産基盤整備事業)につきましては、西前原地区県営かんが い排水事業に対する起債であります。

次の公共事業等債(農道整備事業)につきましては、農業基盤整備促進事業に対する起債であります。

次に、4目1節公共事業等債(道路維持事業)につきましては、通学路安全施設整備事業及び道路附属物点検事業に対する起債であります。

次の公共事業等債(道路新設改良事業)につきましては、市道 I —139号線道路改良事業(岩舟静)ほか3事業に対する記載であります。

次の公共事業等債橋りょう維持事業)につきましては、橋りょう長寿命化修繕事業に対する起債であります

次の公共事業等債(まちづくり事業)(道路)につきましては、仮称市道11-178号線道路改良事業(栃木入舟町、祝町)に対する起債であります。

176ページ、177ページをお開きください。公共事業等債(橋りょう新設改良事業)につきましては、市道〇-430号線堀之内橋橋りょう整備事業に対する起債であります。

次の旧合併特例事業債(道路維持事業)につきましては、舗装修繕事業に対する起債であります。 次の旧合併特例事業債(道路新設改良事業)につきましては、市道〇一30、〇一1号線道路改良 事業(大平下皆川)ほか10事業に対する起債であります。

次の旧合併特例事業債(橋りょう新設改良事業)につきましては、市道233号線(永宮橋)橋りょう整備事業(栃木野中町)に対する起債であります。

次の地方道路整備事業債(道路維持事業)につきましては、市道各号線舗装補修事業ほか6事業 に対する起債であります。

次の地方道路整備事業債(道路新設改良事業)につきましては、市道D-311号線ほか道路新設改良事業(栃木仲方)ほか22事業に対する起債であります。

次の地方道路整備事業債(橋りょう維持事業)につきましては、市道各号線橋りょう補修事業に 対する起債であります。

次に、2節一般事業債(その他排水施設等・河川等整備事業)につきましては、宇都宮亀和田栃 木線地域排水整備事業(都賀合戦場)ほか2事業に対する起債であります。

次に、3節公共事業等債(土地区画整理事業)につきましては、新大平下駅前地区土地区画整理 事業に対する起債であります。

次の旧合併特例事業債(街路事業)につきましては、今泉泉川線道路整備事業に対する起債であります。

次に、4節公営住宅建設事業債(公営住宅改修事業)につきましては、市営住宅リフレッシュ事業に対する起債であります。

以上、4目土木債までの説明を終わります。

- ○委員長(針谷育造君) 出井会計課長。
- ○会計課長(出井 均君) 次に、5目1節施設整備事業債(一般財源化分)(消防施設整備事業) につきましては、はしごつき消防ポンプ自動車購入事業及び消防団機械器具置き場等整備事業に対する起債であります。

次の旧合併特例事業債(消防施設整備事業)につきましては、はしごつき消防ポンプ自動車購入 事業ほか2つの事業に対する起債であります。

次の緊急防災・減災事業債(消防施設整備事業)につきましては、消防用機械器具購入及び分署 非常電源設置事業に対する起債であります。

次の緊急防災・減災事業債(災害対策施設整備事業)につきましては、緊急防災情報伝達システム整備事業に対する起債であります。

次のページをお開きください。6目1節学校教育施設等整備事業債(小学校施設整備事業)につきましては、小学校普通教室等のエアコン設置事業及び小学校洋式トイレ改修事業に対する起債であります。

次に、2節全国防災事業債(中学校施設整備事業)につきましては、大平中学校校舎等の整備事業の継続費逓次繰越分に対する起債であります。

次の学校教育施設等整備事業債(中学校施設整備事業)につきましては、大平中学校校舎等整備 事業の現年分に対する起債であります。

次に、7目災害復旧事業債につきましては、平成27年9月に発生した関東・東北豪雨災害の復旧 事業に対する起債であります。

1目公共土木施設災害復旧事業債繰り越し分及び次の過年分につきましては、道路・橋りょう復旧事業に対する起債であります。

次に、2節社会福祉施設等災害復旧事業債(過年分)につきましては、学童保育施設災害復旧事業に対する起債であります。

次に、3節農林水産業施設災害復旧事業債繰り越し分及び次の過年分につきましては、土地改良 区施設などの農業施設災害復旧事業に対する起債であります。

次に、4節農林水産業施設災害復旧事業債繰り越し分につきましては、林業施設災害復旧事業に 対する起債であります。

次に、5節農林水産業施設災害復旧事業債繰り越し分及び次の過年分につきましては、農地災害 復旧事業に対する起債であります。

次に、6節公共土木施設災害復旧事業債繰り越し分につきましては、河川災害復旧事業に対する 起債であります。

次に、7節公共土木施設災害復旧事業債繰り越し分及び過年分につきましては、公園災害復旧事業に対する起債であります。

次に、8節公立学校施設災害復旧事業債繰り越し分につきましては、小学校施設災害復旧事業に 対する起債であります。

次のページをお開きください。8目1節臨時財政対策債につきましては、地方交付税の財源不足 を国と地方が折半して負担するというもので、地方交付税の振り替え分であります。

なお、借り入れにより生じる元利償還金につきましては、後年度に100%交付税措置されるものであります。

次に、9目1節一般補助施設整備等事業債(情報システム整備事業)につきましては、情報セキュリティー強化対策事業に対する起債であります。

次に、10目1節商工債につきましては、横山郷土館外国人旅行者受け入れ環境整備事業に対する 起債でありまして、平成29年度に繰り越ししたため、決算額はゼロ円になっております。

以上で平成28年度栃木市一般会計決算の所管関係部分の説明を終わります。

- ○委員長(針谷育造君) 次に、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の説明をお願いします。 萩原管財課長。
- ○管財課長(萩原雄一君) 続きまして、実質収支に関する調書につきましてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、374ページをお開きください。最初に、1 の歳入総額は662億6, 532万1, 000円、次に2 の歳出総額は638億6, 295万1, 000円、次に3 の歳入歳出差引額は24億237万円となっております。

次に、4の翌年度へ繰り越すべき財源でありますが、(1)継続費逓次繰越額2,477万円、(2) 繰越明許費繰越額2億2,647万8,000円、(3)事故繰越繰越額はなく、合計は2億5,124万8,000円 となっております。なお、各繰越額の内訳につきましては、別にお配りしてあります平成28年度決 算状況報告書の8ページから15ページに記載のとおりでございます。

次に、5の実質収支額は21億5,112万2,000円となっております。

最後に、6の実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額でありますが、 翌年度の歳入に編入することなく直ちに基金に繰り入れたものはございません。

以上で実質収支に関する調書の説明を終わります。

続きまして、財産に関する調書につきましてご説明させていただきます。大きく飛びまして、634、635ページをお開きください。初めに、1、公有財産であります。(1)土地及び建物につきましては、634ページの一番下の合計欄をごらんください。まず、左側の土地、地積についてでありますが、2枠目の決算年度中増減高は3,006.26平米の減でありまして、その右側の決算年度末現在高は581万1,696.852平米であります。減少の主な理由は、市が所有していた栃木メディカルセンター用地と栃木メディカルセンターが所有していた旧下都賀病院北病棟を子育て支援施設、子供の遊び場用地として等価交換したことによるものであります。

次に、建物につきましては、635ページの建物の延べ面積計の合計欄をごらんください。右から2枠目の決算年度中増減高は3,085.848平米の増でありまして、その右側の決算年度末現在高は61万2,825.533平米であります。増加の主な理由は、旧下都賀病院北病棟を交換により取得したものであります。

次に、636ページをお開きください。(2) 山林につきましては、合計欄をごらんください。所有面積の決算年度中の増減高はありません。決算年度末現在高は129万9,525平米であります。市所有山林における分収契約面積につきましては、決算年度中増減高は20万6,100平米の減でありまして、決算年度末現在高は3万152平米であります。減少の理由は、岩舟町旧小野寺財産区での分収契約解除によるものであります。また、右側の立ち木の推定蓄積量の中で杉並木については、日光杉並木の保存のためのオーナー制度により所有しておりまして、決算年度中の増減はありません。

次に、(3)有価証券につきましては、決算年度中の増減はありません。決算年度末現在高は3,260万円であります。

次に、(4)無体財産権につきましては、決算年度中の増減はありません。決算年度末増減高は47件であります。

次に、右側の637ページの(5)出資による権利につきましては、農業公社の合併により、藤岡

町と都賀町の農業公社出捐金がそれぞれ2,000万円減額され、栃木市農業公社出捐金として4,000万円増額されましたが、合計として決算年度中の増減はありません。決算年度末現在高は9億6,514万1,000円であります。

続きまして、638ページをお開きください。 2、物品であります。掲載の表は、取得価格50万円 以上の備品類を23の区分に大分類したものでありまして、638ページから647ページに記載のとおり であります。

続きまして、648ページをお開きください。3、債権につきましては、一番下の合計欄をごらんください。それぞれの貸付事業による貸付金債権でありまして、2枠目の決算年度中増減高は1,270万2,962円の減でありまして、右側の決算年度末現在高は5億5,640万502円であります。減少の主な理由は、旧栃木市職員厚生会返還金及び老人保健施設整備貸付金、住宅新築資金等貸付金の貸付元金や利息を収入したことによるものであります。

次に、4、基金であります。648ページから652ページに記載の31の基金につきましては、各基金の決算年度中の増減高及び決算年度末の現在高でありまして、これらにつきましては各常任委員会において所管課が決算の説明をいたしますので、ここでの説明は省略させていただきます。

以上で、認定第1号 平成28年度栃木市一般会計歳入歳出決算のうち所管関係部分の説明を終わります。ご審査の上、ご認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長(針谷育造君) 以上で、平成28年度栃木市一般会計歳入歳出決算の所管関係部分の説明は 終わりました。

なお、繰り返しになりますが、本件につきましては9月14日開催の本常任委員会において審査いたしますので、本日は聞きおく程度といたします。

## ◎閉会の宣告

○委員長(針谷育造君) 以上で総務常任委員会を終了いたします。

大変ご苦労さまでした。

(午前11時38分)